

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）概要

1 区立公園の新設

曳舟駅周辺地区地区計画に基づく京成曳舟駅前東第三地区第一種市街地再開発事業及び住宅市街地総合整備事業の実施により整備する次の公園を公の施設として設置する。

[名称] 墨田区立ひきふねどんぐり公園

[位置] 墨田区京島一丁目7番3号

[面積] 562.72㎡

2 公園の土地の使用料等の上限額の改定

固定資産税に係る固定資産の評価替え（平成27年度）に伴い、土地及び公園施設の使用料並びに公園の占用料の上限額を次のように改定する。

(1) 土地及び公園施設の使用料

種 別	単 位	金 額	
		現 行	改正案
土地	㎡/月	905円	942円
公園施設	か所/月	14,500円	14,400円

(2) 公園の占用料

種 別	単 位	金 額	
		現 行	改正案
電柱、標識	本/月	1,340円	1,377円
水道管、下水管、ガス管、電線	m/月	595円	612円
鉄塔	㎡/月	993円	1,020円
変圧塔、マンホール類	か所/月	993円	1,020円
郵便差出箱、信書便差出箱	か所/月	397円	408円
公衆電話所	か所/月	993円	1,020円
地下の占用物件	地上露出部分	㎡/月	601円
	地下部分		721円
高架の占用物件	㎡/月	297円	306円
天体、気象又は土地の観測施設	㎡/月	462円	510円
写真撮影のための常時占用	台/月	686円	823円
写真撮影のための臨時的な占用	1回 (1時間以内)	7,920円	8,160円
その他の占用	㎡/日	12,375円	12,750円
		33円	34円

3 施行期日

本年4月1日